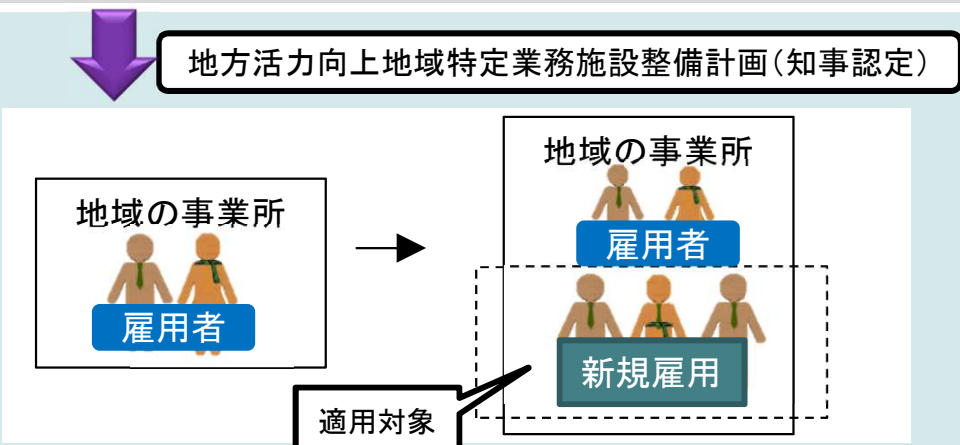


制度の概要

地域再生法の改正を前提に、雇用者数が増加した場合の税額控除制度（雇用促進税制）について、次の拡充を行う。

拡充型 地方にある企業の本社機能等の強化を支援

- 以下の要件を満たす計画を自治体が策定し国が認定
- 1. 地域要件：東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く地域であって、単独自治体、又は地域連携により概ね人口10万人以上の経済圏を構成し、一定の事業集積が認められる地域
 - 2. 本社機能の受入促進策を講じていること



地方拠点の当期増加雇用者数に対し以下のとおり税額控除
(ただし、法人全体の雇用者の純増数を上限)

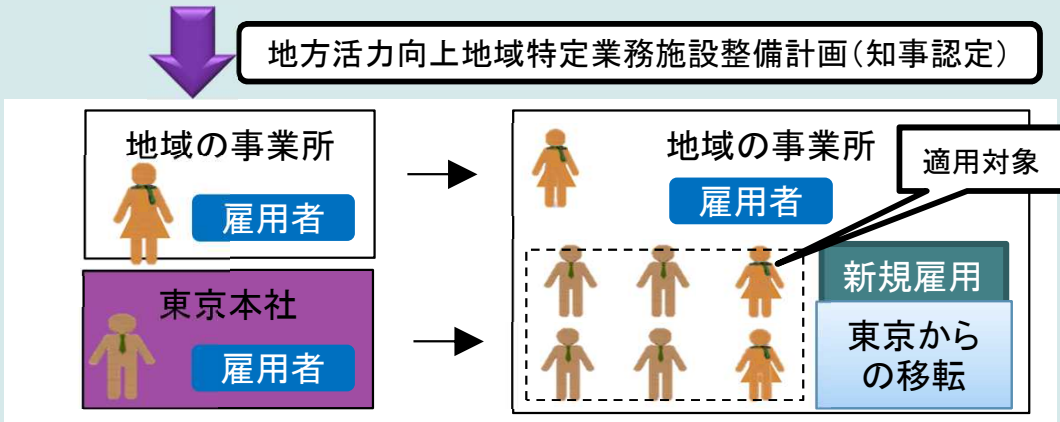
- ★法人全体の雇用者増加率が10%以上 1人当たり **50万円**
- ★法人全体の雇用者増加率が10%未満 1人当たり **20万円**

従来の雇用促進税制

- 適用要件**
- ・適用年度中に雇用保険一般被保険者の数が5人(中小企業は2人)以上かつ10%以上増加
 - ・適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと
 - ・適用年度における「支払給与額」が、その前事業年度よりも、一定以上増加 等
- 措置内容** 雇用増加人数1人当たり**40万円**の税額控除

移転型 東京23区からの移転の場合、拡充型よりも支援措置を深掘り

- 以下の要件を満たす計画を自治体が策定し国が認定
- 1. 地域要件：東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く全地域
 - 2. 本社機能の受入促進策を講じていること



- ① 地方拠点の当期増加雇用者数
1人当たり **50万円/20万円** を税額控除
(ただし、法人全体の増加雇用者数を上限)
- ② ①に加え、当該地方拠点における当期増加雇用者数
1人当たり **30万円** の税額控除を追加
(※②は最大3年間継続。ただし、当該地方拠点の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した後は不適用)

税額控除のイメージ	1年目	2年目	3年目
	30万	30万	30万
	50万	初年度 1人最大80万円 3年間 1人最大140万円	

○厚生労働省令第 号

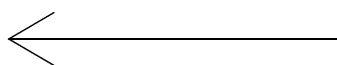
雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十五条の規定に基づき、雇用対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年 月 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

雇用対策法施行規則の一部を改正する省令

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。
様式第五号を次のように改める。



附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、平成二十七年 月 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(様式第5号)

雇用促進計画－1

①計画期間:平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

	事業所の名称	事業所の所在地	雇用保険適用 事業所番号	②労働者の数 (計画開始時)	④うち雇用保険 一般被保険者数 (計画開始時)	⑥うち使用人兼 務役員及び役員 の特殊関係者数 (計画開始時)	⑧労働者の 目標増加数	⑩労働者の数 (計画終了時)	⑫うち雇用保険 一般被保険者数 (計画終了時)	⑭うち使用人兼 務役員及び役員 の特殊関係者数 (計画終了時)	⑯労働者増加数 (⑩-②)	⑰うち雇用保険 一般被保険者 増加数 (⑫-⑭)-(④-⑥)	⑱過去2年間の 事業主都合 離職の有無	事業所の廃止 又は新設	事業所の廃止 又は新設を 行った日
1(主たる 事業所)													有 ・ 無	廃止・新設	月 日
2													有 ・ 無	廃止・新設	月 日
3													有 ・ 無	廃止・新設	月 日
4													有 ・ 無	廃止・新設	月 日
5													有 ・ 無	廃止・新設	月 日
6													有 ・ 無	廃止・新設	月 日
7													有 ・ 無	廃止・新設	月 日
8													有 ・ 無	廃止・新設	月 日
9													有 ・ 無	廃止・新設	月 日
10													有 ・ 無	廃止・新設	月 日
計				③	⑤	⑦	⑨	⑪	⑬	⑮	⑰	⑱			

※②欄、④欄及び⑥欄には計画期間の初日の前日の数を記入 ※⑩～⑳欄は、計画期間終了後に記入

⑳ 他の法令に基づく労働者の雇入れを促進するための計画を作成しているか否か。

☐はい 計画の名称 ()

計画の期間（平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで）のうち 年目

※当該計画の対象となっている事業所については、「事業所の名称」の欄に○を付してください。

☐ いいえ

※当該計画及び当該計画の期間における労働者の増加数等が分かる書類を添付してください。

＜計画開始時＞

雇用対策法施行規則附則第8条に基づき、雇用促進計画を提出いたします。

年 月 日

個人事業主氏名又は
法人名（代表者氏名）

印

所在地

担当者名及び連絡先

社会保険 労 務 士 記 載 欄	作成年月日・提出代行者・ 事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		⑩	

計画開始時受付印

＜計画終了時＞

雇用対策法施行規則附則第8条に基づき、雇用促進計画の達成状況について記載した書類を提出いたします。

年 月 日

個人事業主氏名又は
法人名（代表者氏名）

印

所在地

担当者名及び連絡先

(所在地・担当者名及び連絡先は計画開始時から変更のある場合のみ記載)

社会保険 労務士 記 載 欄	作成年月日・提出代行者・ 事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		⑩	

計画終了時確認印

※受付公共職業安定所名

(様式第5号) (裏面)

〔記入上の注意〕

- (1) 計画期間の始期においては、①欄から⑨欄までを記載するとともに、事業所の名称及び事業所の所在地を記載してください。雇用保険適用事業所の場合には、雇用保険適用事業所番号を記載してください。(雇用保険適用事業所ではない事業所(雇用保険事業所非該当施設を含む)の記入は必要ありません。)
- (2) ②欄、④欄及び⑥欄には計画期間の初日の前日の数を記載し、③欄、⑤欄及び⑦欄にはそれぞれの数の合計を記載してください。
- (3) ⑥欄及び⑭欄の「使用人兼務役員及び役員の特典関係者」とは、一般被保険者である役員及び役員の特典関係者をいいます。「役員の特典関係者」とは、(1) 役員の親族、(2) 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人、(3) 左記(1)(2)以外で、役員から生計の支援を受けている人、(4) 左記(1)(2)と生計を一にしている、これらの人の親族をいいます。
- (4) ⑧欄には①欄の計画期間中における労働者の雇入れの数の目標を記載し、⑨欄には⑧欄の数を合計した数を記載してください。また、目標に係る具体的な求人申込み見込みについては、「雇用促進計画ー2(求人申込み見込み)」に必要事項を記載してください。
- (5) 計画期間の終期においては、⑩欄から⑳欄までを記載するとともに、計画期間中に事業所の廃止又は新設を行った場合は、該当箇所に記入を行ってください。
- (6) ⑩欄、⑫欄及び⑭欄には計画期間の末日の数を記載し、⑪欄、⑬欄及び⑮欄にはそれぞれの数の合計を記載してください。ただし、計画期間中に高年齢継続被保険者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第37条の2第1項に規定するもの。)となった人がいた場合は、その数を控除して記載してください。
- (7) ⑯欄には⑩欄の数から②欄の数を控除した数を記載してください。また、⑰欄には⑯欄の数を合計した数を記載してください。
- (8) ⑱欄には⑫欄の数から⑭欄の数を控除した数から、④欄の数から⑥欄の数を控除した数を控除して記載してください。また、⑲欄には⑱欄の数を合計した数を記載してください。
- (9) ㉑欄には、計画期間の初日から起算して1年前の日以降に始まる事業年度の初日から計画期間の末日までの間における事業主都合離職(雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において、「3 事業主の都合による離職」に相当するもの)の有無について記載してください。
- (10) ㉒欄には、他の法令に基づく労働者の雇入れを促進するための計画を作成している場合には「はい」の欄に、そうではない場合には「いいえ」の欄に ☒ を付してください。
「はい」の欄に ☒ を付した場合には、「計画の名称」欄に、その計画の名称を記載するとともに、その計画の対象となっている事業所については、「事業所の名称」の欄に○を付してください。また、「計画の期間」の欄に、その計画の計画期間を記載するとともに、①欄の計画期間が、㉒欄の計画の何年目に当たるのか記載してください。提出する際には、その計画及びその計画の期間における労働者の増加数等が分かる書類を添付してください。
- (11) 計画期間中に事業所の廃止を行う場合、個人又は法人は、雇用保険適用事業所廃止届を提出する際に雇用促進計画の計画期間中である旨公共職業安定所に申し出てください。

(様式第 5 号)

雇用促進計画－ 2 （求人申込み見込み）

	事業所の名称	雇 用 保 険 適用事業所番号	期間中の労働者の 求人数見込み	うち雇用保険一般 被保険者の求人数 見込み	募集・採用時期	職種・労働条件	公共職業安 定所への求 人提出希望	担当者名	電話番号
1							有 ・ 無		
2							有 ・ 無		
3							有 ・ 無		
4							有 ・ 無		
5							有 ・ 無		
6							有 ・ 無		
7							有 ・ 無		
8							有 ・ 無		
9							有 ・ 無		
10							有 ・ 無		

（注意）
労働者の求人数見込みは、「雇用促進計画－ 1 」の⑧欄に対応させて記載してください。単一の事業所において、募集・採用時期、職種・労働条件等が異なる求人を提出する見込みがある場合は、欄を分けて記載してください。

まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)

○ 人口の東京への過度な集中を是正するためには、地方での安定した良質な雇用確保が必要

- 地域再生計画に企業等の地方拠点強化に係る事業を位置づけるとともに、本社機能の移転・新增設を行う事業者に対して支援措置
- 農村地域への農業関連産業等の導入促進

企業の地方拠点強化の促進(地方活力向上地域特定業務施設整備事業)

事業スキーム

内閣総理大臣

申請
認定

【第5条第4項第4号】
都道府県/都道府県及び市町村
「地域再生計画」
(地方活力向上地域特定業務施設整備事業を記載)

知事に
申請
知事の
認定

【第17条の2】

事業者

「地方活力向上地域
特定業務施設整備計画」

特例措置の概要

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証業務【第17条の3】

認定事業者が行う特定業務施設の整備に必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務を保証

○ 特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例(オフィス減税)【第17条の4】

認定事業者が特定業務施設の新設又は増設に際して取得等した建物、附属設備及び構築物に係る特別償却又は税額控除(選択的適用)

○ 特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例(雇用促進税制)【第17条の5】

認定事業者が特定業務施設において新たに雇い入れた従業員等に係る税額控除

○ 認定事業者に対する地方税の不均一課税に伴う措置【第17条の6】

特定業務施設を新設又は増設した認定事業者について地方公共団体が当該施設に課すべき事業税(移転を伴う場合のみ)、不動産取得税又は固定資産税を減額した場合の減収額に対する地方交付税による補填

白色地域は地域再生計画を作成することを前提に、「地方活力向上地域」として広く支援対象となる。

※ 東京23区(赤)からの移転は税制措置深堀り。黄色の大都市等は対象外。

<近畿圏整備法>

黄 ○大阪府(大阪市の全域、守口市・東大阪市・堺市の特定の区域)
○京都府(京都市の特定の区域)
○兵庫県(神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の特定の区域)

<首都圏整備法>

赤 ○東京23区
黄 ○東京都(武蔵野市、三鷹市、八王子市等)
○神奈川県(横浜市、川崎市等)
○埼玉県(川口市、川越市等)
○千葉県(千葉市等)
○茨城県(龍ヶ崎市等)

黄 ○愛知県(名古屋市の特定の区域)

<首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律>

税制特例の概要(租税特別措置法で規定)

拡充型(含対内直投)

地方の企業の拠点拡充



地方にある企業の本社機能の強化を支援

オフィス減税

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却15%又は税額控除4% (※) 《新設》
※計画承認が平成29年度の場合は2%
(措置対象：建物、建物附属設備、構築物)
(取得価額要件：大企業2,000万円、中小企業1,000万円)

雇用促進税制

①増加雇用者1人当たり50万円を税額控除
《従来の40万円に、地方拠点は10万円上乗せ》
②法人全体の雇用増加率10%未満の場合でも、1人当たり20万円を税額控除 《新設》

移転型

東京23区からの移転の場合、拡充型よりも支援措置を深堀り



オフィス減税

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却25%又は税額控除7% (※) 《新設》
※計画承認が平成29年度の場合は4%
(措置対象：建物、建物附属設備、構築物)
(取得価額要件：大企業2,000万円、中小企業1,000万円)

雇用促進税制

①増加雇用者1人当たり最大80万円を税額控除
《拡充型50万円に、地方拠点は更に30万円上乗せ》
②①のうち30万円分は、雇用を維持していれば、最大3年間継続 《新設》
③②は法人全体の雇用増がなくても、東京から地方への移転者にも適用 《新設》

遊休工場用地を有効活用

事業スキーム

内閣総理大臣

申請※
認定

【第5条第4項第7号】

都道府県又は市町村
「地域再生計画」

(遊休工場用地(農工法に基づき整備されたものの、一定期間以上利用されていない工場用地)に導入する産業を記載)

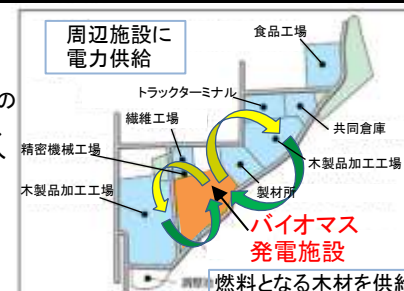
※ 市町村が作成する場合には、都道府県知事の同意が必要

特例措置の概要

○ 地域再生計画に記載された業種は、農工法の対象業種(※)以外であっても遊休工場用地に導入可能とする。遊休化していた工場用地の活用が可能に。【第17条の14】

【活用イメージ】

近隣で林業や木製品製造業等の盛んな地域の遊休工場用地に、木質バイオマス発電施設を導入



※ 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業

まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)

- 中山間地域等では、人口減少に伴い、住民の生活に必要な生活サービス機能(医療・介護、福祉、教育、買物、公共交通、物流、燃料供給等)の提供に支障
➡ 生活・福祉サービスを一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」を形成

「小さな拠点」のイメージ



地域再生計画(地方公共団体作成、内閣総理大臣認定)において、地域住民と協議して、小さな拠点づくりの将来ビジョンを作成【第5条第4項第5号、第6号】

I 複数の集落を含む生活圏(集落生活圏)の中に「地域再生拠点」を形成し、生活サービスを提供する施設を集約 **法律**

- 市町村が地域再生土地利用計画に、集約する施設を設定【第17条の7】
- ・生活サービス施設(診療所、保育所、公民館、商店、ガソリンスタンド等)
 - ・就業機会を創出する施設(地場産品の加工・販売所、観光案内所等)
- 届出・勧告・あっせんにより、施設の立地誘導【第17条の8】
- 農地転用許可・開発許可の特例【第17条の10、第17条の12】

II 優良農地の保全・利用を図り、基幹産業である農林水産業を振興 **法律**

- 市町村が、知事、農業関係者等と協議し、地域再生土地利用計画に、農用地等保全利用区域を設定【第17条の7】
- 地域ブランド作物の栽培に係る助言等、必要な援助を実施
- 計画に即した農地利用を行わないおそれがある場合には勧告【第17条の9】

III 集落と地域再生拠点を結ぶネットワークを確保 **法律**

- 市町村が、地域再生計画に、自家用有償旅客運送者が集落生活圏において行う事業を位置付け【第5条第4項第6号】
- 自家用車を用いて地域住民を運送する際に少量の貨物も運送可能に【第17条の13】
- 集落生活圏内外のネットワークとの連携(バスの乗継拠点の整備等)【第17条の7】

IV 生活サービスを提供する担い手を確保 **法律**

- NPO法人、一般財団法人、株式会社等のほか、新たに社会福祉法人等の多様な主体が地域再生推進法人となることを可能に【第19条】
- 地域再生戦略交付金の直接の支援対象に

小さな拠点形成のための財政的支援

○各省予算事業を連携させて、総合的に財政支援

- 地方版総合戦略に関する施策の実施を明確な政策目標の下で支援
(地方創生先行型交付金【26年度補正予算1700億円】)
- 既存の補助金等の支援制度の“すき間”を埋めて効果を高める財政支援
(地域再生戦略交付金【26年度補正予算50億円、27年度予算70億円】)